

ハローワークからのお知らせ

- 平成29年3月新規高卒者の求人受理が始まります(6月20日～)。
- 6月は外国人労働者問題啓発月間です。



労働市場の動き(4月内容)

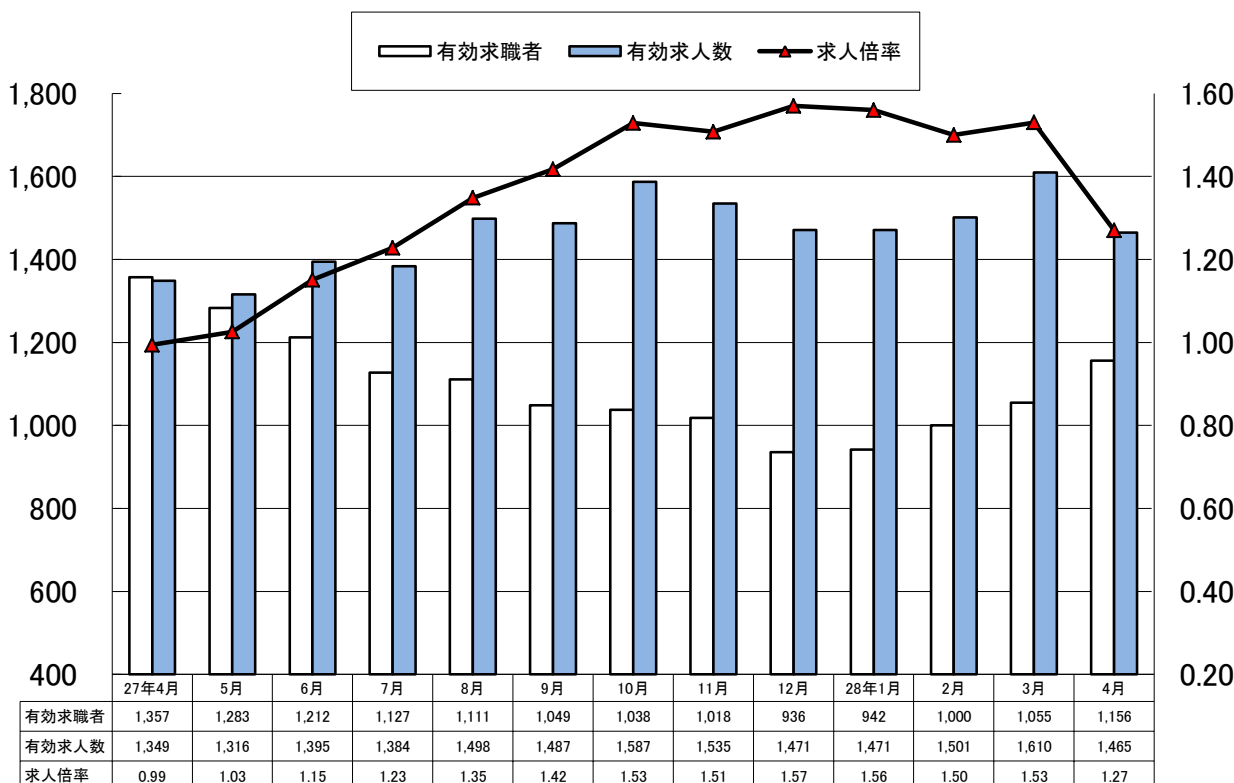
ハローワーク築館管内の求人・求職の動向



■4月の有効求人倍率は、1.27倍

有効求職者数は、1,156人、有効求人数は、1,465人

- ・新規求人数は、前月に比べ18.2%減少し、対前年同月比では5.4%増加しました。
- ・主な産業別で見ると対前年同月比では、建設業、運輸業、卸売・小売業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉、サービス業で増加し、製造業、宿泊業・飲食サービス業で減少しました。
- ・新規求職者数は、前月に比べ18.9%増加し、対前年同月比では16.8%減少しました。
- ・有効求人倍率は、1.27倍で前月に比べ0.26ポイント減少し、対前年同月では0.28ポイント増加しました。



平成29年3月新規学校卒業者向け

求人申込みは6月20日から開始されます。

	中学校	高等学校
求人受付開始	6月20日	6月20日
推薦（応募）開始	12月1日	9月5日
選考（面接）開始	12月1日	9月16日

平成28年度宮城県内高等学校卒業予定者の就職に関する申し合わせ（抜粋）

【求人者の求人活動のための学校訪問の取扱いについて】

- ・訪問期間は、平成28年7月1日以降とすること。
- ・事前に学校の了解を得たうえで行い、訪問する場合は、ハローワークの求人の受付において確認を受けた求人票の写しを持参するか、事前に送付しておくこと。

【選考方法等について】

- ・新規学校卒業者の採用にあたっては、本人の適性、能力等を重視した選考を行うこと。
- ・適性や能力に関係のない併願応募の有無等の質問は行わないこと。

【応募・推薦のあり方について】

- ・本県の高等学校に在籍する高校生が企業に応募する場合、9月30日以前に選考日がある企業については、従来どおり1人1社のみのお応募とし、10月1日以降に選考日がある企業については、県内外を含めて1人3社まで応募・推薦を可能とする。

ただし、県外企業に応募する場合は、応募先都道府県の申し合わせ数の範囲内とする。

【選考日及び選考結果の通知等について】

- ・応募書類を受理した企業は、選考日時を速やかに決定し、本人及び学校長に対し通知すること。
- ・選考を実施した企業は、速やかに採否を決定し、概ね1、2週間以内を目途に本人及び学校長に対して通知すること。

なお、採否の決定に当たっては、採用内定取消しが生じないよう十分配慮すること。

- ・企業から内定を受けた生徒は、速やかに就職先を決定し、高等学校を經由し、企業に対して内定の承諾又は辞退の意思表示を行うこと。

【応募書類の様式】

- ・学校が求人事業所へ提出する応募書類については、全国高等学校統一応募書類の様式に従って作成するものとする。

【就業開始時期及び研修等について】

- ・就業開始時期については、卒業式後とすること。
 - ・卒業式前に企業が実施する実習・研修等及び入社説明会等は、これを行わないこと。
- ただし、やむを得ず入社説明会等を実施しようとする場合は、学校と協議すること。

★ 新卒者の募集に際し、若者雇用促進法において、平均勤続年数や研修の有無及び内容といった就労実態等の職場情報を提供する仕組みがスタートします。企業にとっても、採用・広報活動を通じて詳しい情報を提供することによって、求める人材の円滑な採用が期待できます。

ハローワークでは求人受理に際し、「青少年雇用情報シート」を活用して求人者に情報提供を求めることとしています。詳細はハローワークへお問い合わせください。

6月は『外国人労働者問題啓発月間』です

「外国人雇用はルールを守って適正に」

～雇入れ・離職時の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です！～

1. 外国人の雇用状況を適切に届け出てください

外国人労働者の雇入れ・離職の際には その氏名、在留資格などについて ハローワークへの届出が必要です。

2. 外国人労働者の雇用管理の改善は事業主の努力義務です

◎募集・採用時において

国籍で差別しない公平な採用選考を行いましょう。

日本国籍でないこと、外国人であることのみを理由に、求人者が採用面接などへの応募を拒否することは、公平な採用選考の観点から適切ではありません。

◎法令の適用について

労働基準法や健康保険法などの労働関係法令および社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも日本人と等しく適用されます。また、労働条件面での国籍による差別も禁止されています。

◎「専門的・技術的分野」の労働者について

「専門的・技術的分野」の在留資格をもつ外国人労働者は、企業の人事管理などの改善を図ることで、その就業を促進し、企業の活性化・国際化を担う人材となることが期待されています。新規学卒者などを採用する際に、留学生向けの募集・採用を行うことも効果的です。

◎解雇の予防および再就職援助について

事業規模の縮小などを行おうとするときは、外国人労働者に対して安易な解雇等を行わないようにするとともに、やむを得ず解雇等を行う場合は、再就職希望者に対して、その外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うように努めましょう。

※ 指針の全文は厚生労働省ホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin.html>

トップページ > 分野別の政策 > 雇用・労働 > 雇用 > 外国人雇用対策



詳しくは、ハローワーク築館 専門援助部門

TEL 0228-22-2531 まで



雇用の動き(4月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	371	18.9	▲ 16.8
	うち45歳以上	192	41.2	▲ 7.7
	有効求職者数	1,156	9.6	▲ 14.8
	うち45歳以上	592	15.9	▲ 12.3
求人関係	新規求人数	544	▲ 18.2	5.4
	うち常用	481	▲ 22.3	11.3
	有効求人数	1,465	▲ 9.0	8.6
	うち常用	1,330	▲ 8.0	9.3
紹介関係	紹介件数	328	▲ 17.4	▲ 38.0
	うち常用	306	▲ 12.3	▲ 37.9
就職関係	就職件数	120	▲ 16.7	▲ 39.7
	うち常用	109	▲ 14.2	▲ 39.8

(パートタイムを含む)

雇用保険適用状況				
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	569	191.8	▲ 1.4
	資格喪失者数	626	198.1	1.8
	月末現在被保険者数	16,542	▲ 0.3	1.7

